賃貸住宅等建設資金借入申込書

独立行政法人住宅金融支援機構　御中

私（申込人が複数の場合は申込人全員をいいます。）は、別途差し入れた「借入申込内容に関する確認書」の内容を了承して次のとおり借入れの申込みをします。

※ 太枠内はお申込みご本人が記入してください。

※ お申込人が複数の場合で、「代表者選定について」に同意されるときは、「代表者選定」欄のいずれか一方の口に【レ】を記入して下さい。

受付年月日	

| | | |

工事到達予定時期		中間資金交付希望	契約手続、返済等の窓口としてご希望の取扱金融機関	
1 着工時	令和 7年 4月	☑有 ☐無	金融機関名	住宅銀行 (16)
2 ○階 床配筋工事完了時	令和 年 月	☐有 ☐無	支店名	水道橋支店
3 屋根工事完了時	令和 7年 7月	☑有 ☐無		
4 竣工時	令和 7年 9月	☑有 ☐無	電子契約の希望有無	☑電子契約を希望する ☐電子契約を希望しない

(15)

総事業費・資金計画

(17) 総事業費	(18) 資金計画合計	(19) 機構借入希望額	(20) 銀行等からの借入金
1,150,000千円	1,150,000千円	810,000千円	190,000千円

※総事業費の内訳がわかるものを別途ご提出ください。
注：総事業費の合計と資金計画の合計を一致させてください。

資金計画内訳

(21) 手持金	(22) 補助金
180,000千円	千円

機構借入金	(23) 金利区分		返済期間	返済方法	繰上返済制限制度の利用	元金据置期間の適用(サ高住のみ)
	35年固定	810,000千円	35年	☑元利均等 ☐元金均等	☑希望する ☐希望しない (24)	☐希望する ☐希望しない (25)
	15年固定	千円	年	☐元利均等 ☐元金均等		土地取得費融資希望 ☐有 ☑無

連帯保証人	☑有 ☐無	利用保証機関	☑(一財)住宅改良開発公社 ☐(一財)首都圏不燃建築公社	協調融資の有無	☐有 ☐無

銀行等からの借入金

(26) 主要借入先①		借入予定額		
○○銀行		190,000千円	金利タイプ	☐固定 ☑変動 ☐当初固定あり→(当初 年固定)
返済方法	☑元利均等 ☐元金均等	返済期間 10年	金利 1.52%	据置期間 ☑無 ☐有 →(年 カ月)
主要借入先②		借入予定額		
		千円	金利タイプ	☐固定 ☐変動 ☐当初固定あり→(当初 年固定)
返済方法	☐元利均等 ☐元金均等	返済期間 年	金利 %	据置期間 ☑無 ☐有 →(年 カ月)

工事予定施工業者名	(カナ) ○○ケンセツ ○○建設	一括借上予定先(一括借上の場合)	

借入申込みに当たっての委任について

私どもは、独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。)への借入申込みを行うに当たり、代表者選定で選定した代表者を委任者とし、下記1の手続代行者(受任者)に下記2の事項を委任し、下記3の事項に同意します。

1 手続代行者(受任者)		書類送付先および連絡先		
会社名(本社)	○○建設株式会社	支店名等	○○支店	ご担当者 ○○
本社住所	〒151-**** 東京都○○区○○-2-1	住所	〒151-**** 千葉県○○市○○－2	
		電話番号	047-**-****	

※ 委任者が機構との間で行う事務手続を手続代行者(受任者)に委任する場合、手続代行者(受任者)は、窓口となる方の 社員証や名刺等を機構窓口にご持参ください。社員証を機構窓口でご提示いただいた場合は、写しを取らせていただきます。

2 委任事項 (27)

別紙「委任事項について」に記載の事項を委任します。

※ 機構が発行する通知書の受領を委任しない場合は、次の□に【レ】を記入してください(太枠内は委任者が記入してください。)。

☐ 機構が発行する通知書の受領を委任しない。

※ □に【レ】を記入していない場合は、通知書の受領を委任したことになります。

3 同意する事項 (28)

機構融資の借入申込みに係る諾否の結果(諾否の理由を含む。)について、機構が手続代行者(受任者)に回答することに同意します。

※ 機構融資の借入申込みに係る諾否の結果について、機構が手続代行者(受任者)へ回答することに同意しない場合は、次の□に【レ】を記入してください(太枠内は委任者が記入してください。)。

☐ 機構融資の借入申込みに係る諾否の結果について、機構が手続代行者(受任者)へ回答することを同意しない。

※ □に【レ】を記入していない場合は、機構が手続代行者へ回答することを同意したことになります。

借入申込書の書き方２

(15) **中間資金交付希望の有無にかかわらず、着工と竣工の予定時期を必ず記入してください。**
中間資金の交付希望がある場合は、予定時期を記入し、交付希望欄の有にチェックを付けてください。
なお、階床配筋工事完了時の中間資金については、最下階から起算して10及び10に7の整数倍を加えた数の階ごとにご利用いただけます。詳細は機構へお問合せください。

(16) **契約手続、返済等の窓口としてご希望の取扱金融機関の金融機関名及び支店名を記入してください。**
・ご希望の支店が、機構の取扱店となっており、今回のお申込みについてお取り扱いできることを事前に金融機関にご確認ください(特に建設される都道府県とお住まいの都道府県が異なる場合は、ご留意願います。)。
・機構(旧公庫)の既融資の残債務がある場合は、原則として、現在ご返済をされている金融機関としてください。
※お借入れのご相談及びお申込みの窓口は、機構の本支店等になります。

(17) **総事業費は、消費税込み(千円未満切り捨て)の金額を記入してください。**

(18) 資金計画合計は、(19)から(22)までの金額の合計となるよう記入してください。また、総事業費(17)と合計を一致させてください。

(19) 融資対象事業費の100%(10万円(100千円)単位)が融資の対象となります。なお、融資対象事業費については、借入申込書の書き方③をご参照ください。詳細は機構へお問合せください。

(20) 「銀行等からの借入金」欄は、金融機関からの借入金ほか、建設会社からの借入金(前払家賃など)を記入してください。

(21) <省エネ賃貸又はサービス付き高齢者住宅をご利用される場合>
省エネ賃貸又はサービス付き高齢者住宅については、土地取得費を融資対象とする取扱いを原則として停止しております。
借入申込日の属する年度の前々年度の4月1日以後に土地を取得して賃貸住宅を建設する場合は、原則として土地取得費に相当する額以上の手持金を事業費に充当していただくことが必要です。
ただし、手持金により土地を取得している等の場合は、事業費への充当は不要です。

(22) 「補助金」欄は、公共団体等からの補助金(社会資本整備総合交付金を含む。)などを記入してください。

(23) 希望される金利区分(35年固定又は15年固定)ごとに借入希望額及び返済期間を記入し、返済方法にチェックを付けてください。

(24) 繰上返済制限制度とは、借入れの契約締結日から10年間中に、本債務の全部又は一部の額を繰上返済する場合に、利息のほかに、「繰上返済する金額×5%」を繰上返済違約金として機構にお支払いただくことを条件として、この制度を利用しない場合と比較して低い金利で融資を受けることができる制度です。

(25) 賃貸融資(サービス付き高齢者住宅)をご利用になる場合は、元金据置期間の適用について、希望の有無をチェックしてください。

(26) 金融機関からの借入金のほか、勤務先、親・親族からの借入金なども含めて全てを記入してください。
なお、自宅部分にフラット35を併せてご利用される場合は、主要借入先欄に「(フラット35併せ)」と追記してください。
併せて、返済方法にチェックをしてください。
・「固定」…全期間固定金利の場合
・「変動」…変動金利又は一定期間固定金利が設定されている場合

(27) 委任しない場合は、チェックをしてください(委任する場合は、チェックをしないでください。)。

(28) 同意しない場合は、チェックをしてください(同意する場合は、チェックをしないでください。)。

★機構の融資対象となる主な事業費

事業費項目	備　　考
建築工事費	
建築主体工事費	
特殊基礎工事費	
電気工事費	
給排水衛生工事費	
屋外附帯設備工事費	
水道負担金、給水負担金、下水道負担金、放流負担金又は排水負担金等	
開発工事費（地盤改良工事及び造成工事）	
位置指定道路又は開発道路に係る工事費	
設計費	
工事監理費	
敷地測量費	
地質調査費	
電波障害技術等調査費	
祭典費（地鎮祭、上棟式等に係る費用）	
適合証明検査費用、建築確認・中間検査・完了検査の申請費用、住宅性能評価関係費用、BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）の評価を受けるための費用、性能向上計画認定住宅の認定関係費用※1、長期優良住宅の認定関係費用※2及び認定低炭素住宅の認定関係費用※3	※1 登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関への技術的審査依頼費用及び所管行政庁への認定申請手数料 ※2 登録住宅性能評価機関への長期使用構造等確認依頼費用及び所管行政庁への認定申請手数料 ※3 登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関への技術的審査依頼費用及び所管行政庁への認定申請手数料
工事請負契約書に係る印紙代	
日照、騒音、振動又は電波障害の補償費	
火災保険料又は地震保険料	工事期間中に発生するもので申込人が保険料を負担する場合に限ります。
遺跡調査費	
開発行為に伴う負担金（開発行為申請証紙代を含む。）	
農地転用許可申請手数料	
ケーブルテレビ工事費、太陽光発電設備設置費用	
別敷地駐車場設置工事費	担保提供される別敷地の工事費に限ります。
土地取得費（子育て世帯向け省エネ賃貸住宅建設融資及びサービス付き高齢者向け賃貸住宅建設融資については、土地取得費を融資対象とする取扱いを、原則として停止しております。なお、まちづくり融資（長期建設資金）については、引き続きお取り扱いしております。）	
借入による土地取得費 （土地売買契約に係る印紙代を含む。）	売買契約価額又は既に取得済みの場合は借入金残高が融資対象となります。自己資金で取得済みのときは融資対象となりません。
既存建築物除却費	住宅の解体・改修時における石綿の使用の有無の事前調査及び石綿の除去等に係る費用並びに移転又は立退きの補償費を含みます。
諸経費（賃貸住宅の建設に必要な経費が融資対象となります。）	
融資保証料	
火災保険料又は地震保険料	竣工後に発生するものに限ります。
表示・保存登記費用（登録免許税、司法書士報酬及び土地家屋調査士報酬を含む。）	
機構の中間資金の利息	原則として最終回資金交付日までの分が対象となります。
引越費用及び工事期間中の家賃	敷地から退去し、再入居する場合に限ります。
抵当権設定仮登記手数料（中間資金分）	
金銭消費貸借抵当権設定費用（登録免許税及び司法書士報酬を含む。）	
金消契約に係る印紙税	
所有権の移転登記費用	
民間つなぎ資金（融資予約額以内の額で民間金融機関等から借り入れる短期のつなぎ資金）の利息、融資手数料、保証料及び抵当権設定費用	

諸経費（賃貸住宅の建設に必要な経費が融資対象となります。）	分筆費用又は合筆費用	
	不動産鑑定料	
	公社共同事業に係る公社事務費	
	改良公社が実施する新公社共同事業に係る業務委託費	
	信託報酬	
	太陽光発電設備の工事費負担金	電力会社が設備の新設や改修工事を必要とする場合に、申込人に対し請求する費用を言います。
	固定資産税・都市計画税清算金	住宅・土地の購入に伴い、売主と清算を要したものに限ります。
	土地取得に係る仲介手数料	

★機構の融資対象とならない主な事業費

入居者募集、広告費用、仲介手数料
高齢者向けサービスに係る設備関係費用
既存抵当権抹消に要する残債務（土地取得費以外）
移転される自宅の再建設費用
併設店舗の開業費用
民間借入金にかかる利息（つなぎ資金利息以外）
最終回資金交付日より後に発生する利息（中間資金及び民間つなぎ資金）
不動産取得税（建物）

上記のほか、賃貸住宅の建設に係らないもの、確認が困難なもの、竣工時に金額が未確定な費用は融資対象となりません。